

説明会の会場と日程

開催日	時間	場所
9月 1日(火)	10:00	河瀬地区公民館
9月 1日(火)	14:00	旭森地区公民館
9月 1日(火)	10:30、14:00	稲枝地区公民館
9月 2日(水)	10:30、14:00	南地区公民館
9月 2日(水)	14:00	旭森地区公民館
9月 3日(木)	10:00	グリーンピアひこね
9月 3日(木)	14:00	旭森地区公民館
9月 3日(木)	10:30、14:00	鳥居本地区公民館
9月 4日(金)	10:30、14:00	鳥居本地区公民館
9月 4日(金)	10:30、14:00	河瀬地区公民館
9月 7日(月)	10:30、14:00	グリーンピアひこね
9月 8日(火)	10:00	南地区公民館
9月 8日(火)	14:00	稲枝地区公民館
9月 9日(水)	10:30、14:00	河瀬地区公民館
9月 9日(水)	10:30、14:00	高宮地域文化センター
9月 10日(木)	10:30、14:00	鳥居本地区公民館
9月 10日(木)	10:30、14:00	東地区公民館
9月 11日(金)	10:30、14:00	高宮地域文化センター
9月 12日(土)	10:30	中地区公民館
9月 15日(火)	10:30、14:00	南地区公民館
9月 15日(火)	10:30、14:00	中地区公民館
9月 16日(水)	10:30	西地区公民館
9月 16日(水)	10:30、14:00	高宮地域文化センター
9月 17日(木)	14:00	西地区公民館
9月 18日(金)	10:30、14:00	グリーンピアひこね
9月 18日(金)	10:30、14:00	東地区公民館
9月 19日(土)	10:30、14:00	東地区公民館
9月 29日(火)	10:00、14:00	西地区公民館
9月 30日(水)	10:00	中地区公民館
9月 30日(水)	14:00	西地区公民館

総務省滋賀県テレビ受信者支援センター(デジタルポズ)が、地上デジタル放送に関する説明会を開催します。

デジタル放送を受信するために必要な情報を提供するほか、「デジタル放送を見られるようにするのはどうすればいいの?」「今のアナログテレビをそのまま使っているのはどうすればいいの?」「アンテナは交換しなければならぬの?」「自宅や住んでいる地域でデジタル放送を受信するための質問にお答えします。

また、会場にはデジタルテレビ、デジタルチューナー・リモコン・UHfアンテナ

地上デジタル放送に関する説明会を開催します

などを展示し、実際に触れて体験することができます。

この説明会は、総務省が開催する無料の説明会です。機器の販売や契約の勧誘などはありません。当日、直接会場へお越しください。日時、会場は左表のとおりです。内容は日時、場所に関わらず同じ内容で、時間はいずれも1時間程度です。

説明会に関する問い合わせ先 総務省滋賀県テレビ受信者支援センター(デジタルポズ) ☎077-526-8820

月々金曜日(祝日を除く)の午前10時から午後6時

まちづくり基本条例検討委員会ニュース Vol.1

みんなでつくる (仮称)まちづくり基本条例

☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
Eメール:machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

まちづくり基本条例ってどんなもの??

彦根市まちづくり基本条例検討委員会で、基本条例の策定に向けた議論が、いよいよスタートしました。

そこで、今回は「基本条例ってどんなもの?」ということについて、身近な内容に例えながら考えてみます。

基本条例は、いわゆる「約束事」です。夫婦間で言えば「結婚誓約書」、企業で言えば「企業理念や信条」と例えられるかもしれません。

お互いの立場を尊重し、認め合いながら、よりよい関係・状況を築いていくために、それぞれが守る約束



検討委員からのメッセージ
加藤甚三さん

地方の時代と言われる今、市民と行政の関係はどうなっているのだろうか?市民と行政がともに英知を出し合い、「住みよくなるまち」「住んでよかったまち」を築くために、市民と行政の役割を基本条例で文章化することが大切だと思います。

です。何となく決まっていたルールを、しっかりと「約束事」として定めることで、それぞれのすべき事や役割がはつきりします。また、考え方の違いが生じたときに、どちらが適切かを判断する基準にもなります。

なお、基本条例には、基本的な考え方や個別のルールを決める場合の方法などを定めるだけで、より具体的な約束事は書き込みません。

例えば、夫婦間の約束事で考えた場合

「家事などは分担し、お互いを助け合いながら、家庭生活を営んでいく」とか「家事の分担は、2人の話し合いで決める」ということを定めるのが基本条例です。

「どちらがどの家事を行うのか」は、基本条例に基づき、話し合いで決めることとなりますし、必要な場合には個別のルール(条例)をつくるということになります。

では、基本条例をつくることで、何がどう変わるのでしょうか。今回は「基本条例がある」といって「ない」とよくないこと」の例を示しながら、この疑問について考えます。



市民活動を応援します 「ひこね市民活動促進助成事業」2次募集のお知らせ

彦根市では、地域社会の新たな担い手として注目される市民活動団体が自主的、自立的に行う社会貢献活動に対してその活動に必要な経費の一部を助成しています。

広報ひこね7月1日号で募集しました「ひこね市民活動促進助成事業」については、11事業の交付の決定を行いました。引き続き、市民活動を促進していくため、2次募集を行います。

助成対象団体 NPO法人、ボランティア活動その他の非営利活動を行う団体

助成対象事業 市内で行う社会貢献活動

助成金額等 助成対象経費の1/2以内(5万円を限度)

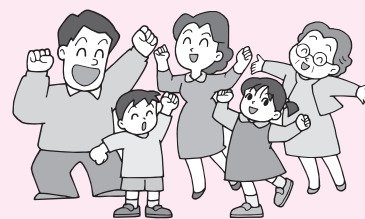
応募方法 申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、提出期限までに、まちづくり推進室に持参または郵送してください。申請書は、市役所、支所・各出張所、各地区公民館にあるほか、彦根市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 9月1日(火)〜同24日(木)

※必着

▼添付書類や申請方法など、詳しいことは、☎まちづくり推進室にお問い合わせてください。

問い合わせ先 ☎まちづくり推進室
進室 ☎30-6117番、FAX 22-1398番、Eメール:machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp



Brasilia ようこそ!



第3回 民間伝承 Part 1

9月。冬の作物が収穫され、農業地帯であるマツト・グロッツ・ド・スールの大地が赤土をむき出しにされるこの季節にプリマヴェーラ(春)が訪れる。このころになると、わが町にやってくるのが劇団。

8月22日が民間伝承の日であるため、8月下旬から9月下旬までの間に学校では伝説の紹介、市民劇場では踊り、民謡や劇などの発表がよく行われ、学生時代には楽しみにしていました。

そのなかでも、『mam lengo』はどんな子供でも喜ぶものでした。『mam lengo』というのは、人形劇の

ことです。わら、紙、材木、土や布などを使って作られた人形を手に、せりふはお客様の反応によってアドリブなどで作っていくポピュラーな劇です。

ブラジルの北部では街中の公園や道端でテーブルの上に舞台を作り、子供たちを楽しませる風景がよく見られるそうです。

もともとは改宗が目的だったmam lengoも次第に日常的なものやブラジルの伝説をテーマにとらえるようになりました。

mam lengoの語源はmão(手)、molenga(柔らかい)がmamulengoと言われるようになり、意味は『やわらかい手』だそうです。手を使って人形を動かすのでそう呼ばれるようになったようです。

ほかにもTeatro de fantoche、Marioneteとも呼ばれていますが、どれも人形劇を意味するものです。日本の紙芝居と同じくらい子供たちに人気があります。

【彦根市国際交流員 平田エジナ】